

HP用

令和8年（2026年）3月から適用する公共工事設計労務単価等の特例
措置に係る運用について

このことについて、熊本県土木部においては、特例措置を下記のとおり運用すること
としましたのでお知らせします。

記

1. 運 用 日 令和8年（2026年）3月6日

添付文書

「令和8年（2026年）3月から適用する公共工事設計労務単価等に係る特例措置の適
用について」

「令和8年（2026年）3月から適用する労務・技術者単価の取扱い区分」